

概要版

計画期間：令和 6 (2024)年度
～令和11 (2029)年度

第2期

宮若市地域福祉計画



令和6 (2024) 年2月

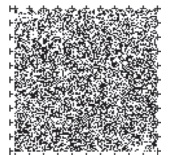


この冊子には、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると音声で聞くことができます。



地域福祉とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や私らの社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

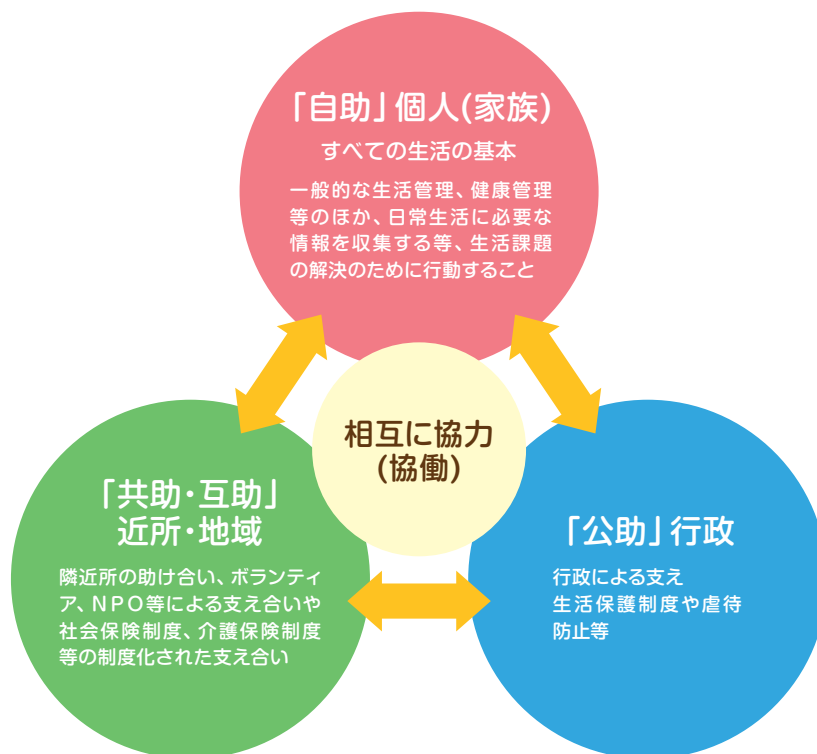
(全国社会福祉協議会HP より)





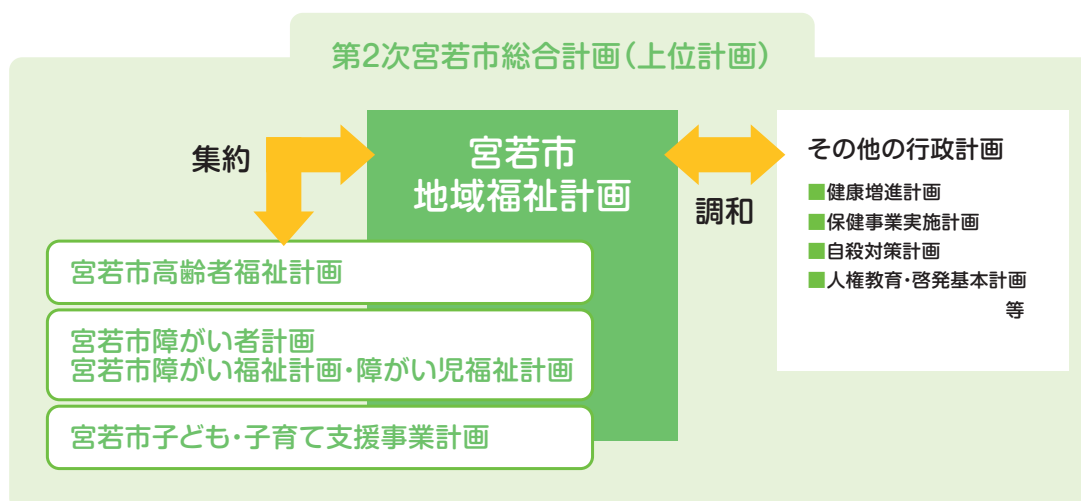
「自助」「共助・互助」「公助」

住み慣れた地域で、安全・安心な生活を続けていくためには、「自助」・「共助・互助」・「公助」が協働して支え合うことが大切です。



宮若市地域福祉計画

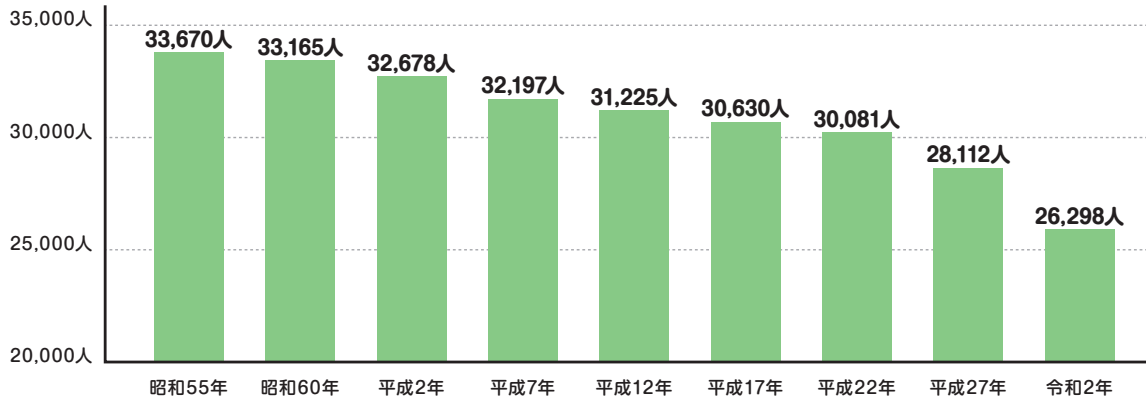
第2次宮若市総合計画を上位計画とし、「宮若市高齢者福祉計画」、「宮若市障がい者計画、宮若市障がい福祉計画・障がい児計画」及び「宮若市子ども・子育て支援事業計画」の3つの福祉計画の地域福祉に関する部分を集約し、その他の行政計画とも調和を保ちながら、本市の地域福祉の推進に関する基本的な方向性を示すものです。



宮若市の現状

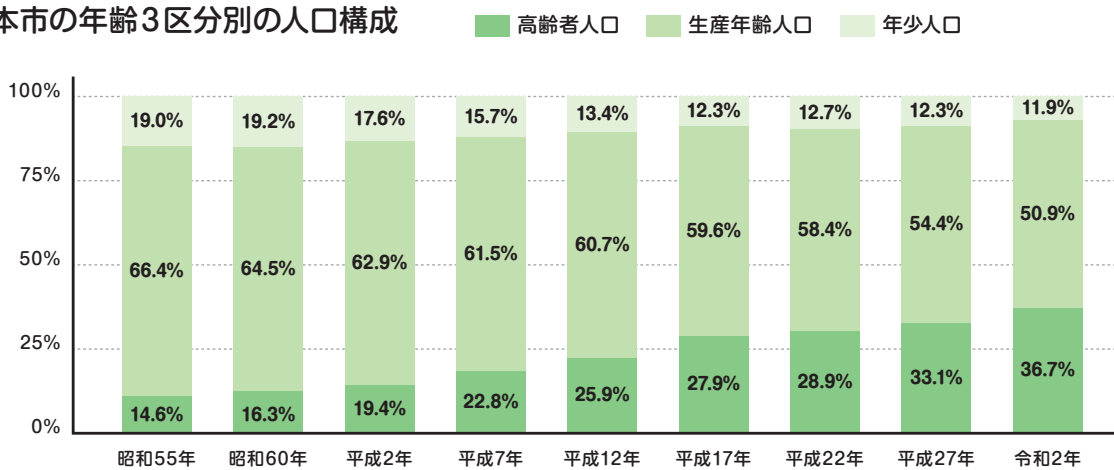


■本市の総人口の推移



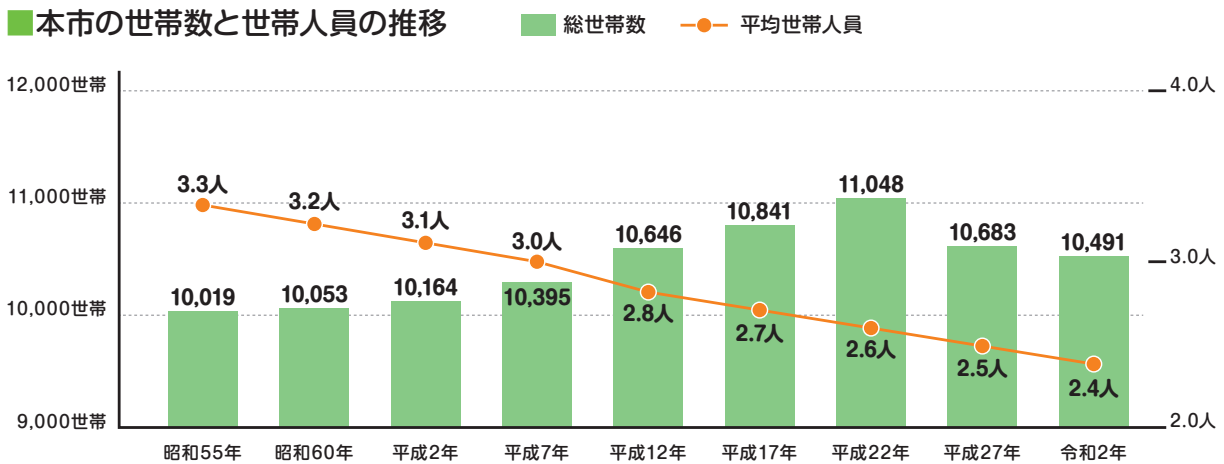
総務省国勢調査 昭和55(1980)年～令和2(2020)年 各年10月1日時点

■本市の年齢3区分別の人口構成

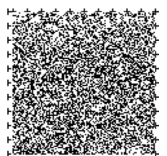


総務省国勢調査 昭和55(1980)年～令和2(2020)年 各年10月1日時点

■本市の世帯数と世帯人員の推移



総務省国勢調査 昭和55(1980)年～令和2(2020)年 各年10月1日時点



計画の基本理念



本計画の基本理念は、「誰もが安心して暮らせる、みんなで支え合う地域づくり」としています。

計画の期間



本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

計画の基本目標



- 【基本目標1】安心して暮らせる地域福祉の充実
- 【基本目標2】「福祉のこころ」と「地域のきずな」を育む支援
- 【基本目標3】地域の福祉活動への参画と協働
- 【基本目標4】地域と行政の連携強化

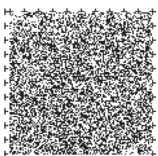
子育てイベント

「えいごであそぼう」(宮若市社会福祉協議会)
市社会福祉協議会主催の子育てイベントは、
年4回実施しています



宮若市民生委員 児童委員協議会

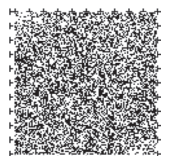
定例会の様子
月1回程度、勉強会を
開催しています



施策の体系

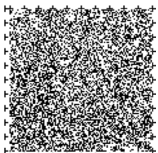


基本目標	施策	具体的な取り組み
1 安心して暮らせる 地域福祉の充実	1 情報の提供	(1) 福祉サービスの情報提供 (2) 福祉サービスの情報交換と共有
	2 相談支援体制の充実	(1) 相談機能 (2) 身近な相談支援
	3 福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの量と質
	4 生活支援の充実	(1) 生活支援
	5 権利擁護の推進	(1) 権利擁護事業の確実な実施 (2) 人権擁護の啓発
2 「福祉のこころ」と 「地域のきずな」を 育む支援	1 地域福祉の啓発と推進	(1) 地域福祉の啓発 (2) 地域福祉の推進
	2 地域福祉の人材の育成と活動支援	(1) 民生委員・児童委員 (2) 福祉委員と地域ボランティア
3 地域の福祉活動への 参画と協働	1 地域活動への参加	(1) 地域活動への参加推進 (2) ボランティア活動の推進
	2 地域交流の推進	(1) 地域交流の場の拡充 (2) 地域交流活動
4 地域と行政の 連携強化	1 地域と行政のネットワーク	(1) 地域福祉情報の提供、共有 (2) 社会福祉協議会との連携 (3) 再犯防止対策・防犯対策の推進 (4) 災害対策の推進





【基本目標1】	<h2 style="color: #4CAF50;">安心して暮らせる 地域福祉の充実</h2>	<p>●施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の提供 2 相談支援体制の充実 3 福祉サービスの充実 4 生活支援の充実 5 権利擁護の推進
自 助	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報やホームページ、SNS、地域の回覧等を習慣として見るようにします。 ・市や地域の事業、行事に参加し、地域福祉情報を知るようにします。 ・生活課題を抱え込まずに、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に相談します。 ・住んでいる地域の民生委員・児童委員が誰であるかを把握します。 ・基本的な生活習慣を身につけます。 ・悪徳商法や振り込め詐欺にあわないよう、不審な訪問者や電話に即答せず家族や警察、消費生活センターに知らせます。 ・虐待やDV、いじめ等の防止に関する知識と理解を深めます。 ・人権擁護や制度に関心を持って理解を深めます。 	
共 助 ・ 互 助	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の地域の福祉関連団体は、必要な情報を提供できるよう、相談先やサービスの情報を収集し、提供します。 ・身近な地域で異変を感じたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に知らせます。 ・身近に困っている人を見かけたら、市や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等に相談するよう勧めます。 ・市民の支え合い・助け合いの意識を高めます。 ・民生委員・児童委員の活動に協力します。 ・普段から身近な地域の子ども、高齢者、障がい者やその家族への声かけをします。 ・地域で人権擁護に関する講座や地域の人との交流を図る行事を開催します。 	
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報を広く提供するため、市の広報やその他のメディアを活用し、情報提供に努めます。 ・市の各部署の福祉情報を共有し、地域の関連団体等とも定期的な場を設け、情報交換、共有を進めます。 ・市と関連機関の相談窓口の利便性・専門性の向上や、窓口間の連携を進めます。 ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の身近な相談支援活動を支援します。 ・制度の狭間を生まないための分野間連携の強化に努めます。 ・虐待やDV、いじめ等への対策を迅速かつ適切に進めます。 ・人権擁護に関する啓発を進めます。 	

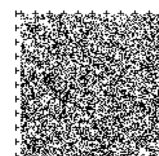


【基本目標2】	<h2 style="color: #e91e63;">「福祉のこころ」と 「地域のきずな」を 育む支援</h2>	<p>●施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域福祉の啓発と推進 2 地域福祉の人材の育成と活動支援
---------	---	--

自 助	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域に関心を持って、地域福祉への理解を深めます。 ・地域の福祉活動に参加します。 ・民生委員・児童委員の活動にできる範囲で協力します。 ・地域ボランティア活動に関心を持ちます。
共 助 ・ 互 助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している人や団体等は、その活動を通して地域福祉の啓発を進めます。 ・見守りや防犯パトロール等地域での福祉活動への参加を呼びかけます。 ・民生委員・児童委員と連携して、地域の福祉活動を進めます。 ・地域で活動をしている人や団体等は、福祉委員等の活動と連携し協力します。
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉に関する普及啓発を進めます。 ・市民や地域の福祉活動の支援と協働を進めます。 ・民生委員・児童委員の活動を支援し、協働して適切な情報の共有と課題の対応に取り組みます。 ・福祉委員や地域ボランティア活動を進める社会福祉協議会の取り組みを支援し、協働して課題の対応に取り組みます。

【基本目標3】	<h2 style="color: #ffc107;">地域の福祉活動への 参画と協働</h2>	<p>●施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域活動への参加 2 地域交流の推進
---------	--	--

自 助	<ul style="list-style-type: none"> ・住んでいる地域の自治会に加入します。 ・地域のボランティア活動に関心を持ち、できる範囲でボランティア活動に参加します。 ・地域で集うことができる場所を把握します。 ・地域交流の事業や行事に参加します。
共 助 ・ 互 助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している人や団体等は、自治会の活動と連携し協力します。 ・地域で活動をしている人や団体等は、ボランティア活動と連携し協力します。 ・地域を拠点とする福祉活動を進めます。 ・社会福祉協議会等は、さまざまな地域の活動団体の交流促進やネットワーク化を進めます。
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や老人クラブ等の活動を支援し、協働して取り組みます。 ・ボランティアセンターに登録されているボランティアの情報を把握し、市の事業や行事等で協働することや、その活動を支援することを進めます。 ・市の施設を地域の活動に開放し、交流の場の拡充に取り組みます。 ・地域での交流活動を支援し、協働やネットワーク化を支援します。



〔基本目標4〕	<h2 style="text-align: center;">地域と行政の 連携強化</h2>	<p>● 施策 1 地域と行政のネットワーク</p>
自 助	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自身が支援を必要と思ったときは、民生委員・児童委員や自治会等に知らせます。 ・社会福祉協議会の活動を把握します。 ・広報や啓発活動を通して更生保護について理解を深めます。 ・災害時の避難場所、避難ルートについて確認します。 	
共 助・ 互 助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の情報について、定期的に市と情報を共有します。 ・地域で活動をしている人や団体等は、社会福祉協議会との協働を進めます。 ・地域での見守り活動等を通じて、犯罪や非行のない地域づくりを進めます。 ・避難が難しい人の避難方法について話し合います。 	
公 助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関連団体等と定期的に地域福祉情報を交換する等、地域福祉情報の共有を進めます。 ・社会福祉協議会の活動支援と協働を進めます。 ・広報・啓発活動の推進による地域社会の理解促進を進めます。 ・自主防災組織の活動や、地域における学習会や講座等を通じた防災知識の普及啓発、防災訓練などに取り組みます。 	

計画の公表、周知、啓発



本計画は、地域福祉の推進を掲げて策定される計画です。

地域福祉の推進は、市民をはじめとする地域、福祉関連事業者、行政の協働で実現するものです。

本計画は、市の福祉窓口、市のホームページ等で公表し、地域福祉の推進について理解と協力を求めていきます。

第2期宮若市地域福祉計画（概要版）

令和6（2024）年2月

〈発行・編集〉 宮若市子育て福祉課

〒823-0011 宮若市宮田29番地1

TEL 0949-32-0562 FAX 0949-32-9430

<https://www.city.miyawaka.lg.jp/>

